

令和6年度

物価高騰対応重点支援給付金

物価高騰による家計への影響を踏まえ、

令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯や

新たに住民税均等割のみ課税となる世帯、

低所得の子育て世帯を対象に給付金が支給されます。

住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金

支給額

1世帯当たり10万円

対象

令和6年6月3日(基準日)に、旭市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

○世帯全員が令和6年度住民税非課税の世帯

○世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税の世帯

○令和6年度住民税が、均等割のみ課税と非課税の人で構成される世帯

対象外

次のいずれかに該当する世帯は、対象となりません。

○令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)、または令和5年度住民税均等割のみ

課税世帯への給付金(10万円)の対象世帯

○住民税が課税されている子や親などに扶養されている世帯

手続き

確認書による手続き

対象の世帯には、7月中旬に確認書が届きます。

内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

申請書による手続き

給付金の対象で、確認書が届かない世帯は、申請が必要です。

申請書は市役所、海上公民館、いおかユートピアセンター、ひかた市民センター、旭市社会福祉協議会にあるほか、市ホームページからも入手できます。

〈共通事項〉

提出期限/9月30日(月) ※消印

有効。

提出方法/郵送か持参 ※混雑

緩和のため、郵送による提出に協力してください。

低所得の子育て世帯に対する給付金(こども加算)

支給額

18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童1人当たり5万円

対象

令和6年6月3日(基準日)に、旭市に住民登録があり、次の全てに該当する世帯

○令和6年度物価高騰対応重点支援給付金を受給している

○同一世帯に18歳以下の児童がいる

手続き

原則、手続きは不要です。対象の世帯には、8月以降に通知が届きます。

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の

2132 物価高騰対応重点支

援給付金担当窓口(社会福祉課

社会班内)

場所・市役所1階 歴史を学ぶ場

受付時間・平日の午前9時~午

後4時

☎62-5376

一杯のコーヒーから始まる出会い

ハフドドリップ体験恋活

おいしいコーヒーの入れ方を学びながら交流する、恋活イベントを開催します。

入れたてのコーヒーの香りに包まれながら、新しい出会いを探しませんか。

日時/7月27日(土) 午後2時~4時40分

場所/市内 ※参加者に案内します。

対象/20~45歳の独身の人 ※男性は会員に限る。

定員/16人(男性8人、女性8人) ※応募者多数の場合は抽選。最少催行人数は男性5人、女性5人です。

費用/男性:1,000円 女性:無料

申込期限/7月16日(火)

申し込み方法/ホームページから申し込んでください。



申し込み・問い合わせ先

旭市出会いコンシェルジュ事務局(☎62-5396・ホームページ<https://www.asahishi-dc.com/>・市民生活課市民生活支援班内)